

家庭ごみ有料化・戸別収集への移行について

1. 家庭ごみ有料化

(1) 家庭ごみ有料化の背景

① 小平市廃棄物減量等推進審議会の答申

平成 13 年に「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである」との答申を受け、平成 28 年には「小平市一般廃棄物処理基本計画に定める重点施策の実現について(答申)」の中で「平成 31 年度での実施に向けて、市としての体制を整えた上で、実施内容について十分な検討・準備を進めること。」との答申を受けている。

また、第 1 2 期の審議会では、「家庭ごみ有料化・戸別収集への移行の実施内容」について諮問を行った。

② 小平市一般廃棄物処理基本計画の中での位置づけ

平成 31 年度に 3 市共同資源物処理施設(全量容器包装プラスチック(※)、ペットボトルの処理を行う)が稼働し容器包装プラスチックの全量資源化が可能となる。これ(資源化品目の拡大)を前提として家庭ごみを有料化し、戸別収集へ移行する。

なお、家庭ごみ有料化を実施しない場合にも施設への搬入量の曜日ごとの平準化を図るため、3 市で調整し、分別及び収集日の変更を行う必要がある。

※商品を入れたり包んだりしているプラスチックで、中身を使う際に不要になるもの。

③ その他

ア. 環境省

- ・一般廃棄物処理の家庭ごみ有料化の推進を図るべきである(平成 13 年「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」より)
- ・一般廃棄物処理の家庭ごみ有料化の取組については、一般廃棄物有料化の手引きの普及等により、その全国的な導入を推進します。(平成 20 年「第二次循環型社会形成推進基本計画」より)
- ・地方公共団体の役割「一般廃棄物処理の家庭ごみ有料化などによる廃棄物の減量化」(平成 25 年「第三次循環型社会形成推進基本計画」)
- ・平成 25 年「一般廃棄物有料化の手引き」作成

イ. 市長会

- ・家庭系ごみについても極力有料制の導入を推進する必要がある。(平成 5 年全国市長会「廃棄物問題を中心とした都市の環境問題に関する提言」より)
- ・平成 15 年度までを目途に、全市において家庭ごみの有料化を進める。(平成 13 年東京都市長会「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして - 家庭ごみの有料化について - 」より)

ウ. 中央環境審議会

国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。(平成 17 年「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方につ

いて（意見具申）」より）

（2）家庭ごみ有料化 26 市の現状

平成 10 年に青梅市で家庭ごみ有料化を始めて以来、多摩地域では家庭ごみ有料化が進み、現在、家庭ごみ有料化を行っていない自治体は国立、東久留米、武蔵村山、小平の 4 自治体のみである。現在、国立市、東久留米市は有料化を表明しており、実質、武蔵村山市、小平市の 2 自治体となっている。

なお、収集ごみ量原単位（ごみの年間収集量を人口と年間日数で除した数値で、1 人 1 日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値）を比較すると、小平市はごみ量の少ないほうから数えて 26 市中 20 番目になる。

（3）家庭ごみ有料化の目的

- ・減量、資源化への意識改革
- ・ごみの減量とリサイクルの促進
- ・ごみの排出量に応じた市民負担の公平性の確保

2. 戸別収集について

（1）戸別収集への移行

家庭ごみ有料化及び戸別収集につきましては、排出者としてのごみの減量・資源化に関する意識の高揚、ごみ処理費用の公平化など、資源循環型社会を構築するうえでも有効な施策ですが、費用対効果等を考えると、それぞれ単独で実施することは困難であり、ごみの戸別収集は家庭ごみ有料化と併せた施策として実施する自治体がほとんどである。小平市においても家庭ごみ有料化にあわせて戸別収集方式への移行を予定している。

（2）多摩地域の現状

小平市では、あらかじめ決められた集積所に各家庭からごみや資源物を持ち出し、それを収集する「ステーション方式」を採用しているが、排出者責任を明確にするため、有料化にあわせて各家庭の玄関先等に出されたごみや資源物を集める「戸別収集方式」に変更する。

なお、多摩地域では来年度実施を含めて 23 市が戸別収集（一部併用を含む）を実施しており、ステーション収集を採用しているのは、3 市（小平市、清瀬市、武蔵村山市）のみである。

（3）戸別収集のメリット・デメリット

①（家庭ごみ有料化を含めた）メリット

- ・排出者責任の明確化による廃棄物の減量効果
- ・高齢者等の排出負担が軽減される
- ・個別の排出指導等を行いやすい
- ・（道路上の集積所の廃止による）まちの美観の向上
- ・不法投棄の減少
- ・有料袋販売により収入が増える

②（家庭ごみ有料化を含めた）デメリット

- ・収集箇所が多く、収集時間がかかるため、収集費用が増大する
- ・狭い道路に対応するため、収集車両が増加し、排出する排気ガスも増加する

- ・既存の集合住宅では、従来と同じ回収方法となり、メリットがない
- ・有料袋を購入するため排出者の支出が増える

3. 家庭ごみ有料化未実施の場合

(1) 一般廃棄物処理基本計画目標値の達成

同計画では5つの重点施策を定めているが、そのひとつである家庭ごみ有料化を実施しない場合は目標値（排出物原単位 690 g/人日）の達成が難しい状況である。

(2) 小平・村山・大和衛生組合の施設更新

施設更新に当たって基礎としているごみ量の将来推計は、一般廃棄物処理計画における有料化を前提としたごみ量を基に算出されている。家庭ごみ有料化をせず、ごみ量の減少が見込まれない場合、施策の抜本的な見直し、もしくは施設の規模を見直す必要が生じることが考えられる。

(3) 第5次廃棄物減容（量）化基本計画（東京たま広域資源循環組合）

平成27年度比32年度までに焼却灰を5%、埋立てを40%減量することとされており、本文中にも「ごみ有料化は減量効果が高い施策であり、22団体が実施、4団体も検討中」という内容で記載されている。明記はされていないが有料化の導入を求められている。また、ごみ量が減らない場合は投入量に応じて、負担金が増額していく。

4. 家庭ごみ有料化等に伴い整理する事項

(1) 品目の確認

①有料とする品目

燃えるごみ、燃えないごみ、資源（容器包装プラスチック）等

②無料とする品目

資源（ビン、カン、ペットボトル）、ボランティア活動で出たごみ（公園、道路ボランティア、クリーン作戦等の自治会、子供会等への対応）、紙おむつ及び在宅医療廃棄物、草・葉及び枝木等

(2) 有料袋の販売

袋の種類、販売方法等

(3) 社会的配慮からの減免措置等

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、身体障害者等、中国残留邦人の方等

(4) 行政財産集積所の取り扱い

戸別収集により廃止した集積所跡地

(5) 収集方法の見直し

分別区分の変更、収集頻度等